

義務付け・枠付けの見直しに伴う 条例の制定と規則委任の可否

筑 紫 圭 一

1. はじめに

いわゆる地方分権改革の一環として、自治体は、一定の分野における事務処理の基準を条例で規定することとなった。ここでいう基準とは、従前は全国一律に法令で定められていたものの、義務付け・枠付けの見直しに関する第1次一括法（平成23年法律第37号）・第2次一括法（平成23年法律第105号）等により、条例で定めることとされた基準を指す⁽¹⁾。その一例として、鳥獣保護法15条14項は、「……都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。」と規定する。同法34条7項も、同様の規定を置く。従来、指定狩猟禁止区域等を表示する標識の寸法に関する基準は、環境省令（鳥獣保護法施行規則）で全国画一的に定められていたものの、第2次一括法により鳥獣保護法が改正され、都道府県は、地域の実情に応じた対応ができるようになった。

しかし、こうした標識寸法の詳細を条例で定めるべきかにつき、自治体ごとに見解が分かれる。たとえば、東京都が、条例で詳細を定めたのに対し、長崎県は、具体的な基準の設定を規則に委任している。東京都は、標識の寸法といったような内容につき、通常は条例に委任規定を置いて詳細を規則で定める形をとるため、「当初は、将来の内容修正など

(1) 第1次・第2次一括法の概要については、岩崎忠『「地域主権」改革～第3次一括法までの全容と自治体の対応～』（学陽書房、2012年）を参照。なお、第2次一括法の制定後、平成25年6月7日に第3次一括法が成立し、74法律が一括改正されている。本稿で扱う鳥獣保護法に関しても、鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の狭義の届出化が行われた。

の際の手続きも考慮し、詳細については規則で規定することが望ましいと考えた」ものの、条例主管部署が、「条例で定める。」という鳥獣保護法の文言を根拠に「条例以外には委任されておらず、規則で規定することはできない。」と指摘したので、「条例にはなじまない内容ではあるが」条例で規定することにしたという⁽²⁾。これに対し、長崎県は、①技術的な規定であること、②条文のみで寸法を記述すると条例自体が難解となるおそれがあり、図示による記述が望ましいことから、規則委任を選択したと説明している⁽³⁾。

以上のような基準について、すべて条例で定める必要があるのだろうか。そうでなければ、規則委任はどこまで許されるのだろうか。この問題については早くから議論があるものの、実際問題として自治体ごとに見解の相違が生じているため、その基本的な考え方を再確認しておくことは無益ではなかろう。本稿では、鳥獣保護法の標識寸法に係る基準を素材として、この問題を検討することとしたい。その理由は、この基準の内容が技術的な細目であり、こうした事項を条例で定めるべきかどうかについて、とくに見解が分かれやすいと考えたためである。以下では、今回のテーマに関わる範囲で鳥獣保護法の仕組みを述べたのち(2.)、上記基準の条例制定状況を整理した上で(3.)、規則委任の可否と範囲について検討する(4.)。

2. 鳥獣保護法における指定狩猟禁止区域等の標識

鳥獣保護法は、鳥獣の保護・管理と狩猟の適正化を目的とし、諸種の規制を定めた法律であり⁽⁴⁾、15条「指定猟法禁止区域」と34条「休猟区の指定」が、本稿に関わる規定である。以下に、その概要を述べよう(平成26年改正前の条文と内容である)。

環境大臣や都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、それぞれ鳥獣の保護に重

-
- (2) 中村俊夫「鳥獣保護区等を表示する標識の基準見直しと条例改正」小早川光郎監修・義務枠見直し条例研究会編著『義務付け・枠付け見直し独自基準事例集』252頁、254頁(ぎょうせい、2013年)。
- (3) 長崎県自然環境課「『長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例』について」小早川光郎監修・義務枠見直し条例研究会編著『義務付け・枠付け見直し独自基準事例集』260頁、264頁(ぎょうせい、2013年)。
- (4) 同法の沿革や制度概要については、畠山武道『自然保護法講義[第2版]』249頁以下(北海道大学図書刊行会、2004年)を参照。なお、鳥獣保護法の平成26年改正(平成26年法律第46号)により、鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを意味する「管理」概念が追加された。

大な支障を及ぼすおそれがあると認める「指定猟法」（鉛散弾の使用など）を定め、その猟法により鳥獣の捕獲等をするを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる（15条1項）。当該指定の効力は、当該区域に指定する旨とその名称・区域・存続期間の公示により生じる（同条2・3項）。当該区域内では、許可を受けた場合を除き、指定猟法による鳥獣の捕獲等が禁じられ（同条4項）、無許可で指定猟法による捕獲等を行った者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（84条1項5号。未遂罪につき、同条2項）。環境大臣や都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない（15条13項）。この「標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。」とされる（同条14項）。この標識を移転・汚損・き損・除去した者は、30万円以下の罰金に処せられる（86条3号）。

また、都道府県知事は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときは、その区域を休猟区として指定することができる（34条1項）、その指定は、指定猟法禁止区域の場合と同じく必要事項の公示によって効力を生ずる（同条3・4項）。休猟区における猟は、原則として禁止されており、違反行為に対する罰則として、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が定められている（11条1項・83条1項2号。未遂罪につき、同条2項）。都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならず（34条5項）、この「標識の寸法は、環境省令で定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める」こととされる（同条7項）。この標識を移転・汚損・き損・除去した者も、30万円以下の罰金に処せられる（86条3号）。

このように、いずれの区域についても、指定の効力は公示により生じるものであると法律に明記されており、行政実務家の執筆する鳥獣保護法解説書において、それぞれの標識は、狩猟者等に当該区域に指定されている旨を周知するものであると説明される⁽⁵⁾。これらを踏まえれば、上記標識の設置自体は、国民に義務を課したり、その権利を制限したりするものではなく、事実行為にすぎないものと解される。区域内で法令違反行為が行われて刑罰の適用が問題となる場合に、標識の有無や見やすさは、故意・過失の有無を判断

(5) 鳥獣保護管理研究会編著『鳥獣保護法の解説〔改訂4版〕』85頁、146頁（大成出版社、2008年）。

する際の論点になりうるものの⁽⁶⁾、標識の設置によって区域指定の効力が発生するという仕組みでないことには、変わらない。

3. 一括法による義務付け・枠付け緩和と自治体の対応

(1) 一括法による義務付け・枠付け緩和

地方分権一括法の成立（平成11年）により、機関委任事務が廃止されて、多くの事務が自治体の事務（自治事務と法定受託事務）に再配分された。それ自体は、大きな改革であったものの、新たに自治事務（地方自治法2条8項）とされた事務について、国の法令による規律が残っていたため、自治体が条例を制定する余地は乏しかった。そこで地方分権改革推進委員会の第3次勧告（平成21年10月7日）は、条例による独自基準の設定余地を拡大することをねらいとして、下記のとおり、国の基準、すなわち法令による全国画一的な基準を3つに類型化した。

第一の「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることが許されない。第二の「標準」は、法令の標準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることが許容される。第三の「参酌すべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束するものではなく、十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

第1次・第2次一括法の制定を通じた条例制定権の拡大は、この考え方を前提としている。先に述べたように、鳥獣保護法は、標識の寸法について、省令の基準を「参酌すべき基準」と位置づけている。

(2) 自治体の対応

では、各自治体は、鳥獣保護法の改正にどう対応したのか。地域の実情に応じて省

(6) 旧銃猟禁止区域に関する判例ではあるものの、大審判大正11年11月28日大審院刑事判例集1巻709頁、東京高判昭和35年5月24日高等裁判所刑事判例集13巻4号335頁を参照。

令と異なる基準を定めた条例は、いくつか存在する⁽⁷⁾。たとえば、長崎県は、風の強い場所で標識が飛散・破損しているため、省令基準よりも小さな標識を設置可能とした。東京都は、生活環境や周辺の景観と調和を図り、自然公園内のその他の標識類と統一感を保つために、制札と標柱の高さを省令基準よりも低くしうる独自基準を定めた。福岡県は、既存工作物を利用しないで制札を設置する場合に寸法の縮小を可能とするものの、その縮小については、条例上「容易に視認できる範囲において」という条件を付している。長野県は、地勢等の地理的条件を考慮して、区域の略図を示す補助標識など、法等に定める標識以外の標識の様式や寸法について定める。このように、複数の自治体が、地域の実情を踏まえて、省令と異なる独自基準を設定している。その意味に限っては、この法改正は一定の成果を挙げたといえよう⁽⁸⁾。

次に、鳥獣保護法の標識寸法に係る基準は、どういった法形式で定められたのか。本稿では、自治体がこの基準を条例で定めているか、その設定を規則に委任しているかを調査した（〈表1〉参照）。それによると、2014年9月10日時点では、規則に委任する条例は、全体の約3割と比較的少なく（把握している数は14条例）、それ以外は、①条例中に詳細な規定を置く方法や、②「法第15条第14項の指定猟法禁止区域の標識の寸法は、令様式第4に規定する寸法とする。」（愛知県条例2条）といった規定を置き、省令の基準を引用する方法をとる。しばしば、①のうち、省令の基準をそのまま書き写す方法はコピー方式、②はリンク方式と呼ばれる。

4. 規則委任の可否と範囲

こうした義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定の実態について、様々な観点から問題が指摘される。たとえば、第一に、リンク方式について、自動適用問題が指摘される。すなわち、政省令が急に変更になった場合、議会の審議を経ず自動的に条例基準も変更になってしまうことである。第二に、コピー方式について、条文作成の事務量や読みやすさ

(7) 以下の例は、小早川光郎監修・義務枠見直し条例研究会編著『義務付け・枠付け見直し独自基準事例集』97頁（ぎょうせい、2013年）に紹介されている。

(8) 第2次一括法は、環境法分野については、廃棄物処理法21条3項を含め、2条3項目の改正を行ったものの、環境法の見地からすれば、目立った成果はない。北村喜宣「地方分権推進と環境法」新美育文ら編『環境法大系』377頁、385頁（商事法務、2012年）参照。

の問題が挙げられる。第三に、規則委任の問題として、議会の責任回避問題が論じられる。これらのうち、本稿では、規則委任の法的問題に焦点をしばって論じる。

(1) 条例と規則の関係

まず、本稿に関わる範囲で、条例と規則の関係を確認しておこう。第一に、条例（地方自治法14条）と規則（同15条）は、いずれも自治体の自主立法であり、この点で行政立法と異なる。憲法94条は、自主立法としての「条例」を認めており、一般的に、この「条例」は、長の規則を含むと解されている。ただし、法律と命令の関係と同様に、条例で規則に委任すること自体は問題がなく、条例の委任を受けた長の規則は、条例に違反することが許されない。

第二に、条例で規定すべきことは何か。地方自治法14条2項は、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」（侵害留保原則）と定めるため、権利義務規制は条例で定める必要がある。加えて地方自治法は、権利義務規制以外にも、自治体の名称（都道府県を除く）や事務所の位置など一定の事項について、条例形式で定めることを義務づけている（3条3項、4条1項など）。こちらは、「重要事項については、住民代表議会で議論し、決定すべきという考え」によるものと説明される⁽⁹⁾。

第三に、国の個別法令に違反する事項以外に、条例で定めることが法的に禁止される事項はあるか。地方自治法は、長の職務の代理（152条3項）、出納員その他の会計職員（171条5項）などを規則の専管事項とするものの、条例と規則の競合的管轄事項については、双方が規定しうるとされ、両者が競合した場合には、条例が優先すると解されている⁽¹⁰⁾。「首長と議会の二元代表制のもとにあっても、基本的な規範の定立は、現行日本法の仕組みでは、原則として首長の定める規則ではなく条例によると解される。長の権限に属する個別執行行為の実施そのものを条例で決定することは、執行機関の権限との関係で別の問題が起こりうるが、基本的規範・基本的決定にとどまる限り、問題は生じない⁽¹¹⁾」という説明も、同旨であろう。

(9) 宇賀克也『地方自治法概説〔第5版〕』206頁（有斐閣、2013年）。

(10) 塩野宏『行政法Ⅲ〔第4版〕行政組織法』193頁（有斐閣、2012年）。

(11) 斎藤誠『現代地方自治の法的基層』393頁（有斐閣、2012年）。さらに、「独自の条例化が法律で禁止されていない場合に、『組織の新設変更、補助要綱の策定、行政計画の策定、給付行政に係る基準の策定等』について、条例を選択するかどうかは、自治体の政策判断による。」と指摘する（同頁）。

(2) 合理的な法律解釈の必要性

では、義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定について、規則委任の可否はどのように考えるべきか。まず、法律は、「条例で定める」という文言を置いている。この文言について、理論上は、複数の文理解釈が成立しうる。第一の解釈は、字義どおりの解釈であり、条例で基準自体を定めなければならないとするものである。他方で、この条文から異なる結論を導き出すことも不可能ではない。第二の解釈は、上記の「条例」という文言が規則を含むとして、条例を制定することなく規則で直接的に定めることを許容するものである。第三の解釈は、「条例」という文言が規則を含まず、条例の制定を要するものの、その条例で基準を具体的に定める必要はなく、その詳細設定を規則に委任することが許されるというものである。従来の実務を前提とすれば、この解釈をとることも十分考えられる。以上のうち、第二の解釈は、法律であえて「条例」という文言を用いたことを重視すれば、採用の難しい解釈であろう⁽¹²⁾。実際に、鳥獣保護法に係る基準に関する限り、この解釈をとる自治体はないようである。実務上は、第一と第三の解釈が中心的な問題となろう。

文言が必ずしも一義的でないとするれば、立法史はどうであろうか。地域主権推進担当大臣は、第1次・第2次一括法の国会審議において、「国が全国画一的な基準を制定し地方自治体を実施することになっている現状を、国よりも現場に近い地方自治体において、住民代表の議会の審議を経て条例により基準を決定し、みずから定めた条例に基づき実施するように改めるもの」（原口一博国務大臣。第174回通常国会2010年5月25日衆議院本会議31号）、「自治体で大いに議論をすることによって、その地域で一番妥当な水準が導き出される、そのための環境づくり」（片山善博国務大臣。第177回通常国会2011年4月19日衆議院総務委員会11号）など、議会の役割を重視した答弁をしている⁽¹³⁾。そこで、こうした立法史を根拠に、「今次改革の議論からす

-
- (12) 小幡純子・曾和俊文「特集・地方分権の現状と課題——行政法研究フォーラムでの検討結果討議のまとめ」ジュリ1413号31頁、38頁（小早川光郎発言）（「決める権限を持っている省令制定権者が、省令で決めていることの一部を自治体で決めていいよ、決めなさいと言って、それで条例でと書いた。それをこの条例は規則も含むというのは解釈としては難しいかなと思います。」）。出石稔「義務付け・枠付けの見直しに伴う自治立法の可能性～条例制定権拡大をどう生かすか～」自治体法務研究2011年春号11頁、16頁（「個別法令が『条例』と言う以上、首長の定める規則も含まれると解するのは無理がある。」。）も参照。
- (13) 近藤貴幸「第1次一括法・第2次一括法の施行に伴う条例制定状況・地方独自条例の基準事例概説」小早川光郎監修・義務枠見直し条例研究会編著『義務付け・枠付け見直し独自基準事例集』101頁（ぎょうせい、2013年）。

れば、規則委任する場合には、これまでよりも積極的な理由が求められるのではないだろうか」、「特に国の基準と異なる基準について規則委任することについては慎重であるべきではないだろうか。なお、省力化の観点から規則委任をするとの声も聞くが、条例・規則を問わず規定する条例の総量は変わらないのではないか」という指摘がある⁽¹⁴⁾。この立場は、規則委任の全面禁止を求めるわけではなく、「住民代表の議会の審議」を重視し、従来よりも積極的な理由がない限り規則委任を避けるべきことを主張する。そのような積極的理由を求める趣旨とは是非については検討を要するものの、いずれにせよ、これは無思慮な規則委任を戒める主張であり、合理的理由のある委任を禁じるものではない。

それでは、再委任の禁止や白紙委任の禁止といった行政法理論との関係上、規則委任は禁止されるであろうか。必ずしも禁止されないと解される⁽¹⁵⁾。第一に、再委任の禁止とは、たとえば、法律が政令に委任する場合に、当該政令がさらに一部の事項を省令に再委任することが許されるかという議論である。政令と省令では、制定機関と制定方法が異なり、とくに省令の制定と違い、政令の制定は、①慣習上閣議構成員すべての合意を要すること、また、②内閣法制局による法制審査を受けることが指摘される⁽¹⁶⁾。そこで学説上、再委任の是非は、一般的な委任の限界論に加え、当該委任立法の趣旨解釈で決まり⁽¹⁷⁾、基本的委任事項ではない軽微な事項についての再委任を禁ずる趣旨ではないと解されるときは、再委任を違法とする必要はないとされる⁽¹⁸⁾。こうした理解を前提とすれば、まず、ここで論じている基準の設定は、自治体の事務とされる自治事務の義務付け・枠付け緩和（鳥獣保護法に係る基準は、後者）に関わるものであって、権限の委任を行う委任立法とは、そもそも問題状況が異なる。また、仮に委任立法と同様に解したとしても、理論上一律に再委任が禁止されるわけではなく、少なくとも軽微な事項の委任は認められうることとなろう。第二に、白紙委任の禁止とは、憲法41条や法律による行政の原理から、法律の法規創造力の意義を失わせるような委任の仕方は許容されないという理論である。これに関しても、地方自治体の長は、一般的な行政機関と異なる民主的基盤を有し、自主立法権も有するため、法

(14) 近藤・前掲書101頁（なお、「委任立法の限界の問題、条例と規則の関係の問題ではあり、当該関係については、各団体によって区々だとは思いますが……」という断り書きがある。）。

(15) 小早川発言・前掲同頁。

(16) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論〔第4版〕』270頁（有斐閣、2011年）。

(17) 塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版補訂版〕行政法総論』97頁（有斐閣、2013年）。

(18) 宇賀・前掲書270頁。

律一命令の関係と条例一規則の関係を単純に同一視することは、適切ではない。また従来、白紙委任の禁止は、決して厳格には適用されてこなかった。

そうすると、一般論として、規則委任の可否は、条例制定を求める法律の合理的な趣旨解釈により、決すべきものと解される。その合理的な趣旨解釈においては、法律の文言や仕組みだけでなく、事柄の性質と議会に期待される役割を踏まえた解釈を行うことが求められよう。先行研究においても、「条例に任せられた趣旨は、自治体において、民主的議論を経ての自治的決定・政治的決定がされるべきということであるから、決定内容のいかんにかかわらず条例を『スルーして』、実質的にすべてを規則に委ねたとすれば、当該条例は違法である。条例本則での決定がされるべき事項が何であるべきかを具体的に示すのは難しいが、当該自治体にとっての『重要事項』はそれにあたるといえるだろう。重要事項留保・本質性留保の発想である。」という指摘がある⁽¹⁹⁾。

(3) 鳥獣保護法の標識寸法に係る基準と規則委任

本稿の冒頭で挙げた、基準の設定について規則委任が許されないという見解は、法律の文言と立法史を重視しているものと解される。たしかに、立法史において条例制定過程における民主的議論を期待したと解される証拠があり、従来よりも規則委任には積極的な理由が必要とする説もある。

しかし、そうした法律の文言や立法史を根拠として、基準や問題の性質を考慮せず、地方議会がすべて条例に規定しなければならない、という解釈をとるべきであろうか。そうではなかろう。法律が条例形式を指定しているとしても、複数の解釈が成立する余地はあり、事柄の性質上、民主的な議論を要する問題でない細目について、議会の審議を要求することは、合理性に乏しい。まず、たとえば地方自治法4条の規定ぶりと比較してみれば、鳥獣保護法15条・34条自体、そこまで強く議会の熟議・決定を求めているとは解されない。また、権利義務規制や自治体の基本政策・計画などに関わ

(19) 北村喜宣「分任条例の法理論」自治研究89巻7号17頁、27頁（2013年）。なお、同論文は、続けて次のように述べる。「専門性・柔軟性を要するものが規則事項である点では、法律と政省令の関係と同じと一応はいえる。ただ、数値であったとしても、たとえば、従来、政省令で規定されていた値を緩和するような場合は、それにより事故が発生すれば国家賠償責任が生じないとはかぎらない。そうしたリスクを踏まえての政治的決定なのであるから、条例本則で決すべき重要事項といえるのではないだろうか」（同頁）。また、規則委任を可能とし、条例事項と規則事項の仕分けについて詳細な検討を行う研究として、小泉祐一郎『地域主権改革一括法の解説 — 自治体は条例をどう整備すべきか —』（ぎょうせい、2011年）も参照。

る基準ではなく、鳥獣保護法の標識のように国が技術的細目であることを理由に省令へ委任してきた基準について、自治体に対して議会での熟慮を要求するのは、合理性を欠くように思われる。先に示した立法史も、規則委任の可否について直接議論しているものではなく、また、鳥獣保護法の標識寸法に係る基準を主題としたものではない。したがって、こうした基準については、法律が条例形式を指定しているとしても、参酌基準の内容が技術的細目であることを踏まえて委任するのであれば、広範なものを含めて、規則委任は可能であると解すべきであろう。もちろん規則委任に際して、地方議会が必要に応じて基本的な観点や条件を条例に規定することは可能であり、本稿は、それを批判するものではない。

5. むすび

本稿は、義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定と規則委任の問題について、若干の検討を加えた。その結論は、以下のとおりである。第一に、今回論じた基準の設定は、条例で行うことが法律上明記されているため、条例制定を経ずに規則で行うことは許されない。第二に、条例で規則委任を行うことは、必ずしも禁止されない。再委任や白紙委任といった観点からの問題は必ずしも生じないであろう。規則委任の可否は、各法律の合理的解釈で決まる問題であると解される。

なお本稿は、できる限り規則に委任すべきであると主張しているわけではない。そうした政策判断については、まさに各自治体の判断に委ねられる問題であろう⁽²⁰⁾。いずれの機関が詳細決定を行うにせよ、たとえば、専門技術的な判断を要する事項であれば、何らかの形でそうした判断を確保できる仕組みや体制を備えることが重要であろう。立法政策の問題として、すでに多くの論者が指摘しているように、そもそも立法形式を条例と指定する必要は乏しかったように思われる⁽²¹⁾。

(ちくし けいいち 上智大学法学部准教授)

(20) 行政資源の見地も含め、各方式（コピー方式・リンク方式）の長短については、嶋田暁文「『第2次分権改革』の総括と自治体に求められる工夫～地域の実情に合った基準の設定および運用を目指して～」季刊行政管理研究142号15頁、33頁以下（2013年）参照。

(21) たとえば、出石・前掲論文16頁。なお、今回の改革で法律上「条例」で定めることとしたのは、「第1期分権改革以来、法令から規則に委任することは条例制定の可能性を否定するため、一旦は条例に委任すべしという考え方があるため」と指摘される。小泉・前掲書95頁参照。

キーワード：第1次・第2次一括法／
義務付け・枠付けの見直し／条例／規則／委任

<表1> 規則委任の状況（2014年9月10日現在）

	条 例 名 称	規則委任 ×=条例で規定 ○=規則で規定
北海道	北海道鳥獣保護区等の標識の寸法を定める条例 平成24年12月28日 条例第88号	×
青森県	青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例 平成24 年3月28日 条例第12号	×
岩手県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例 平成24年10月 18日 条例第66号	×
宮城県	指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年12月20日 条例第79号	○
秋田県	秋田県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年10 月12日 条例第78号	○
山形県	山形県指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例 平 成24年12月25日 条例第62号	×
福島県	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24 年条例第60号・追加、平成25年条例第19号・一部改正）	×
茨城県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき指定猟法禁止 区域等を表示する標識の寸法を定める条例 平成24年10月3日 条 例第40号	×
栃木県	鳥獣保護区等に設置する標識の寸法を定める条例 平成24年12月28 日 条例第50号	○
群馬県	群馬県指定猟法禁止区域の標識等の寸法を定める条例 平成24年10 月26日 条例第72号	×
埼玉県	埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例 平成24年 12月25日 条例第63号	×
千葉県	鳥獣保護区等の標識の寸法を定める条例 平成24年3月23日 条例 第2号	○
東京都	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24年条例 第79号・追加）	×
神奈川県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を 定める条例 平成24年3月30日 条例第15号	×
新潟県	新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を 定める条例 平成24年10月12日 条例第39号	×
富山県	富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の 寸法を定める条例 平成24年9月28日 条例第47号	×
石川県	鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例 平成24年12月27日 条 例第64号	○
福井県	福井県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年12 月20日 条例第55号	×
山梨県	山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24 年条例第50号・追加）	×

	条 例 名 称	規則委任 ×=条例で規定 ○=規則で規定
長 野 県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例 平成24年10月11日 条例第72号	○
岐 阜 県	岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例 平成24年3月27日 条例第12号	×
静 岡 県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第14項ただし書等に規定する標識の寸法を定める条例 平成24年3月23日 条例第19号	○
愛 知 県	指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年10月16日 条例第50号	×
三 重 県	三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例 平成24年10月19日 条例第54号	×
滋 賀 県	滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例 平成24年3月30日 条例第12号	×
京 都 府	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例 平成24年3月27日 条例第14号	×
大 阪 府	大阪府鳥獣の保護及び狩猟の適正化に係る標識に関する条例 平成24年3月28日 条例第4号	×
兵 庫 県	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例 平成24年3月21日 条例第4号（平成24年条例第33号・一部改正）	×
奈 良 県	奈良県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例 平成24年3月26日 条例第55号	×
和歌山県	和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年10月5日 条例第54号	×
鳥 取 県	鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年3月23日 条例第5号	○
島 根 県	島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年3月27日 条例第51号	○
岡 山 県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例 平成24年3月23日 条例第11号	×
広 島 県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の寸法を定める条例 平成24年3月23日 条例第2号	×
山 口 県	指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例 平成24年7月10日 条例第51号	○
徳 島 県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例 平成24年10月19日 条例第54号	×
香 川 県	香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例 平成24年3月23日 条例第1号	×
愛 媛 県	愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例 平成24年10月23日 条例第46号	×

	条 例 名 称	規則委任 ×=条例で規定 ○=規則で規定
高 知 県	高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成24年7月13日 条例第39号	○ *規則に一部を委任。
福 岡 県	福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例 平成24年3月28日 条例第26号	× *省令と連動。
佐 賀 県	佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例 平成24年12月20日 条例第56号	× *省令と連動。
長 崎 県	長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例 平成24年7月20日 条例第43号	○
熊 本 県	熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例 平成25年3月28日 条例第21号	○
大 分 県	指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例 平成24年12月21日 条例第73号	×
宮 崎 県	宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例 平成24年12月17日 条例第62号	×
鹿 児 島 県	鹿児島県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例 平成24年3月27日 条例第20号	○
沖 縄 県	沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 平成25年3月30日 条例第16号	×